

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令案新旧対照表
 ○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第二十三条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p>		<p>第二十三条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p>	
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第三項及び第四項、第八条、第九条並びに第十一条</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七条第一項、第三項及び第四項、第八条、第九条並びに第十一条</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項及び第二項、同条第三項及び第四</p>	<p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項及び第二項、同条第三項及び第四</p>	<p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>

<p>項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十条第一項</p>	<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第一条、第二条第二項及び第三項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第六条、第八条から第十条まで、第十二条並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項</p>	<p>同法第二条第三項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十条第一項</p>		

○ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）

<p>改正案</p>	<p>第十八条 1・2（略） 3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。 一・二（略） 三 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第一条、第二条第</p>
<p>現行</p>	<p>第十八条 1・2（略） 3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。 一・二（略）</p>

二項及び第三項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第六条、第八条から第十条まで、第十二条並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項 同法第二条第三項の政令で定める独立行政法人